

国海環第72号
令和2年10月13日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋
(公印省略)

令和2年9月4日付国海環第55号「海洋汚染等防止法検査心得等の
一部改正について」の一部訂正について

令和2年9月4日付国海環第55号「海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正に
ついて」をもって、海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正を通知したところ
ですが、同通達の新旧対照表の一部を別添のとおり訂正しましたので、御了知
頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。



令和 2 年国海環第 55 号「海洋汚染等防止法検査心得等の
一部改正について」の一部訂正について

令和 2 年 9 月 4 日に周知した令和 2 年国海環第 55 号の新旧対照表について、誤りがあったため以下のとおり訂正する。

【主な訂正概要】

○海洋汚染等防止法検査心得 II 新旧対照表

- ・「第 1 章の 6 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標にかかる確認」の次に規定する心得番号について以下のとおり訂正する。
「1-22.1(a)～1-32.0(b)」→「1-22.1(a)～1-26.0(b)」
- ・今般の改正で新設した「第 1 章の 7 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」に傍線を追加する。

○海洋汚染等防止法検査心得 IV 新旧対照表

- ・「第 2 章 型式承認及び検定」において、「船舶又は物件」を「物件」に改正すべきところ、改正後欄に「船舶又は物件」が記載されている箇所及び当該改正がされていない箇所を、全て「船舶又は物件」を「物件」に改正するよう訂正する。
- ・「第 2 章 型式承認及び検定」における改正後欄の 8.0(c)並びに 9.0(a)(2)及び(3)について以下のとおり訂正する。
 - 8.0(c) 「5.1 並びに 5.2 (a) , (b) 及び (d) の規定は、」→「5.1(a)及び(b)並びに 5.2 (a) 及び (b) の規定は、」
 - 9.0(a)(2) 「5.2 及び 5.3 (a) のうち、」→「5.2(a)及び(b)並びに 5.3 (a) のうち、」
 - 9.0(a)(3) 「5.1 並びに 5.2 (a) , (b) 及び (d) の規定」→「5.1(a)及び(b)並びに 5.2 (a) 及び (b) の規定は、」

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領 新旧対照表

- ・改正後欄の 1.9.1(1)で定めるスタンプの [例] が、当該(1)の次ではなく、同(3)の次に規定されていることから、(1)の次に規定するよう訂正する。